

## 山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業（以下「本事業」という。）は、がん末期の患者が、住み慣れた自宅等「自分が望む場」で、最後まで自分らしく有意義な日常生活が送れ、また、家族も安心して介護ができるように本事業を利用し、もってこれら在宅の末期がん患者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、山口市とする。

### (利用対象者)

第3条 山口市に住所を有し、治癒を目的とした治療を行わない末期がん患者とする。

### (サービスの内容等)

第4条 サービスの内容は、介護保険法第8条、第8条の2並びに第115条の4第1項第1号イ及びロに規定するもののうち、次に定めるサービスとする。

(1) 訪問介護

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

(3) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

(4) 通所介護・地域密着型通所介護

(5) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

(6) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(7) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

(8) 第1号訪問事業（訪問型サービス）

(9) 第1号通所事業（通所型サービス）

2 第1項第7号に規定する以外の福祉機器貸与（以下「介護保険対象外の福祉機器貸与」という。）については別に定めるものとする。

3 第1項及び第2項のサービスを提供する事業者（以下「サービス提供事業者」という。）は市内あるいは隣接する市町に事業所を有するものとする。ただし、第1項第8号及び第9号については、山口市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の規定に基づき指定を受けた事業所とする。

### (利用限度額)

第5条 本事業の利用限度額は、要介護状態区分等に準じたものとする。

### (家族等の立ち会い)

第6条 第4条第1項第2号に定める訪問入浴介護サービスを受けるときは、原則として対象者を介護する家族等が立ち会うものとする。

(申請)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用決定をしたときは、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業提供依頼書（様式第3号）により、申請者の希望するサービス提供事業者へ通知するものとする。

3 第1項の決定に当たり、市長は山口市在宅緩和ケア情報提供書（様式第4号）を参考にするものとする。ただし、同意書（様式第5号）の提出がある場合は、介護保険主治医意見書の写しを山口市在宅緩和ケア情報提供書の代替として参考にすることができるものとする。

(医師の意見の聴取)

第9条 市長は、必要と認める場合には、本事業に関する利用者について、医師の意見を求めることができる。

(変更等の届出義務)

第10条 利用者及び家族は、本事業の利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業利用変更申請書（様式第6号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所変更等申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 本事業を利用する必要がなくなったとき。

(変更決定及び変更通知)

第11条 市長は、前条の規定による変更申請書を受理したときは、速やかに変更の可否を決定し、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業利用変更決定（却下）通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用決定をしたときは、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業提供変更依頼書（様式第8号）により、当該サービス提供事業者へ通知するものとする。

(利用の中止又は取り消し)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業による福祉サービスの利用を中止又は取り消すことができる。

- (1) 疾病等により本事業を行うことが困難であると認められるとき。
- (2) その他市長が本事業を利用することについて適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の中止又は取り消しをしたときは、山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス

事業利用取消（中止）通知書（様式第9号）により、利用者に通知するものとする。

（サービス提供単価）

第13条 第4条第1項に掲げるサービスを提供した場合の単価は、介護保険制度において実施された場合と同様の単価（各種加算を含む）とする。

（助成額）

第14条 第4条第1項に掲げるサービスに係る助成額については、利用限度額内でサービス利用に要した費用のうち、1割の自己負担割合額を除いた額を助成する。ただし、生活保護の受給者がサービスを利用した場合には全額を助成する。

2 第4条第2項の介護保険対象外の福祉機器貸与に係る助成額については、別に定めるものとする。

3 当該利用者は、サービスを利用した後、サービス利用状況に応じ、市からの助成額を除いた額を、速やかにサービス提供事業者に対し支払わなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の助成額をサービス提供事業者に直接支払うものとする。

（請求書の提出）

第15条 サービス提供事業者は、第4条第1項に掲げるサービスを提供した後、速やかに、市長に対し、第13条に規定するサービス提供単価から、前条に規定する利用者自己負担額を控除した額の請求書及びサービス内容や実績等が記載されたものを提出するものとする。

2 サービス提供事業者は、第4条第2項のサービスを提供した後、速やかに、市長に対し、助成額の請求書及びサービス内容や実績等が記載されたものを提出するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（要綱の廃止）

2 平成17年10月1日施行「山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス要綱」は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。